



千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

No. 96.5.28 4403

有機溶剤 問題団交

「認識が甘かった。 しかし、臨時的作業だから」..?

認識が甘かった

当 改めて回答したい。メーカーに照会したところ、有機溶剤だということ判ったが、臨時的作業なので問題はないという回答をもらったので、そのまま作業をした。この点について、認識が甘かった。また、判った時点で回答しなかったのは申し訳なかった。認識という部分で甘かった面があった。

組 先ほど、保護具を渡したから、それで問題はなかったというような回答があったが、その辺についても、はっきりとさせてほしい。

当 安全教育の部分は、色々方法はあろうと思うが、今回の場合、会社側として認識が甘かった部分があり、今後はより真剣に考えたい。労基所等にも相談して、作業を中断している。今、より安全な作業方法を検討している。

組 その他、組合が指摘したことについてはどうか。

当 確かに、一部上場の企業として、教育とか、掲示とか、保管とか充分なものがあったが、全体換気などを考えてやってきた。

前回も組合から指摘されたが、当事者の責務として、最低基準を守るだけでなくより安全の環境をつくるというところがあるので、今後はより安全な方法を検討している。

全体換気を考えて やった?

組 全体換気を考えてやったというが、どのようなことをやったのか。

当 窓をあけるとか、換気扇を回すとか、...

組 窓をあけるとかいうのが、風のある日は、ほこりが入ってしまい、窓はあけられなかった。換気扇もほとんど効かない状態だ。

当 窓をひけて作業してもらったと考えている。

組 交接班の問題もそうだ。先ほどは、「法に定めがない」などと言ったが、実際は法に定めがない訳ではない。法律は、有機溶剤作業を行なう作業場単位で、半分以上開放されている場合とか、そうでない場合とか、作業場単位で考えている以上、その場で働くものは、直接塗料を塗っている者も、そうでない者も同じ扱いにしなければならないという趣旨ではないか。

当 作業場で定められているのはそうだが、労基所にも行ったので、.....

事後対応、健康 診断の問題点

組 そういう所をごまかそうとするから、事後の対応も問題が出てくる。健康診断も、塗装班の六名だけは、生かされた

が、交接班の方はあいまいにされている。何故交接班に対しては、「気持ちが悪い者は、定健を繰り上げるから問診で申し出てくれ」などというあいまいな対応をするのか。

「現場ではない」と言っていて、一切受けつけないという対応をしている。業務のなかで起きたことを、勤務時間中に質問するのが何故だめなのか。現場では、未だ何ひとつ説明もないし、危険な作業をやらせて申し訳なかったという感覚すら全くない。

当 希望する者は定健を繰り上げるということでは希望を聞くということをやっている。

組 健康診断について、最低、交接班も塗装班と同じ対応をすべきだ。

組 未だ気持ちが悪ければ、それは、会社を休んでいるということだ。防護マスクもせず作業場にいたのだから、その時に気持ちが悪くなった者も、速やかに健康診断を行なう。安全を確かめなければならぬ。安全を確かめなければならぬ。安全を確かめなければならぬ。安全だということではないはずだ。

当 それは、.....

組 しかも、現場では、健康診断の話があったときに、「質問があるんですが」と言った者に、「勤務時間中は、そう

な、健康診断については、前段で次のようなやり取りがあった。

組 私は当事者なので健康診断に行ったが、問診にあたった先生は、有機溶剤の健康診断だということ

不当労働行為の根絶! 労働安全確保!

全労スライム!

千葉労働運動

5月 総決起集会

6月5日(木) 18時から 千葉市民会館

組織破壊攻撃が発覚した場合、 幕張有機溶剤問題に対する対応

— によっては、 —

直ちにストに入る体制を確立！

とを知らなかった。逆に成分は何なのかを聞かれ「成分が判らなければ対処の仕様がなし」と言われて、それはごもつともです、ということでも帰ってきた。

当 そんなことはないはずだ。成分などは私どもの方で検診センターに連絡してある。商品名を聞かれたのではないか？

臨時的作業だから法に触れず？

組 回答を聞いてきたが、いくつかの点について認識が甘かったということが言われたがそれでは、冒頭会社側が述べた「グレーゾーン」などという認識は撤回するということではないのか。

当 すべて部分にグレーかどうかということはあるが、すべての面において、法律に抵触するということはないと考えている。

組 議論の出発点のところで、責任のなごりのようなまかしの言いはやめてほしい。それではどの部分が法に抵触し、どの部分が抵触しなかったのか。具体的ににせよ。

当 臨時的な作業という部分のところの判断に係わる問題で必ずしも法律に抵触するとは考えていない。認識として甘かった部分があったが、全体換気等を考えてやってきた。

組 何故間違っていたことは聞

違つたとはつきり認めないのか。何故「これこれの点については法に抵触する作業でした。危険な作業をやらせたことについて申し訳なかつた。これからはエリを正したい」という当然の一言から出発できないのか。

有機溶剤作業は二日間だけか？

組 これだけの時間議論して（団交が終わったのは二一時）議論の出発点が築けないようでは、今日はこれ以上やっても先に進むことができないではないか。

今日最後は一点だけ聞いておきたいが、前回交渉のときに、「有機溶剤は、下塗り剤（エポニックス）だけで、その作業をしたのは二日間だけ」と主張したが、本当にそういう認識でいいのか。

当 調べたところ、二日間以外にも部分的に下塗りをやっていることが判った。何日間下塗りをやっているかは、記録がないので判らない。前回の回答は申し訳ないが訂正したい。

組 前回交渉のときに、「上塗りも、シンナーと混ぜて使うわけ、これも有機溶剤作業ではないか」と、組合側から指摘したところ回答できなかったが、そういう認識でいいのか。

当 シンナーと混ぜる訳だから

有機溶剤作業だと考えている。何故、このような重要なところが、何時間も議論して、しかも、組合の側から質問して初めてでてくるのか。

議論の前提がなり立たない！

組 これは、議論の前提がなり立たない。しかも、前回回答の訂正でもあり、冒頭言うべきことだ。

今日の会社側の回答は、「臨時的な作業だから」ということを理由として、ちゃんとした措置はとらなくても良かった。法的にはグレーだ、というもののだが、ずっと有機溶剤作業が行なわれていたという事になれば、臨時的作業とも言えなくなるはずだ。この塗装業務は、計画から言っても、七月まで半年間予定されていた作業であり、これだけ長期間の作業が臨時的とは言えないはずだ。

いずれにしても、最後になってこのような重要な事実が初めてでてくるなど、今日の対応はあまりにも不誠実だ。

組 私は、初めて団交というものにてだが支社というのにもう少しきちんとしたことを言うものかと思っていた。こんなものかとがっかりした。

実際のところを言わせてもらうと、行方首席が無理やり作業をけしただけならば、今も我慢して続けていたと思う。現場も支社も、こんななどは思わなかった。

組 いずれにしても、責任逃れのような対応はやめて、出発点のところ、考え方をもう一度整理してほしい。「危険な作業をやらせて申し訳なかつた今後はこのようなことを起こさないためにエリを正す」というのが最低の出発点のはずだ。

当 それでは引き続きということ。